2026 年 11 月 26 日

個人情報保護委員会事務局　御中

一般社団法人全国銀行協会

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）等」に対する意見について

2026 年 10 月 29 日付で意見募集が開始された「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）等」について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

以　上

（別紙）
2026 年 11 月 26 日
一般社団法人全国銀行協会

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）等」に対する意見

項番	該当箇所（注）	意見
1	P.11～13 10-6(2) アクセス者の識別と認証（「重要な個人データ」へのアクセスにおける多要素認証の例示）	「重要な個人データへのアクセス」について多要素認証等を導入する場合の「重要な個人データ」の判断については、情報の機微性のみならず、漏えい等が生じた場合に本人の権利利益に及ぼす影響等を総合的に考慮し、事業者がリスクベースで判断することが可能である旨を明確化いただきたい。 金融機関を含む大規模な事業者では、性質および重要度の異なる多数の個人データを複数の情報システムにおいて取り扱っている。また、同一の個人データであっても、アクセス可能な情報量、利用者の権限、アクセス環境等によって、不正アクセス等が生じた場合のリスクは異なり得る。このため「重要な個人データ」への該当性を個々のデータ項目のみで一律に判断するのではなく、アクセス態様を含む具体的なリスクを踏まえて、多要素認証等の安全管理措置の適用範囲を判断できることを明確化することが、実効的かつ合理的な安全管理措置を講じるうえで有用と考える。
2	P.16 10-6(4)情報システムの使用に伴う漏えい等の防止の「手法の例示」について	改正案では、クラウドサービス上の個人データを消去する際の手法の例として、クラウドサービス提供事業者が提供する方法や暗号化消去等が示されている。 一方、クラウドサービスの利用者である個人情報取扱事業者側では、物理媒体上の削除状況や復元不能性を直接確認できないケースが多いため、クラウドサービスの利用者である個人情報取扱事業者が「容易に復元できない手段」に当たるか否かを評価するために求められる確認水準（例えば、契約書、サービス仕様書、第三者保証報告書等による確認で足りるのか）を明確にしていただきたい。 また、クラウドサービス提供事業者が限られていることや、クラウドサービスの仕様・契約条件上の制約などにより、当該個人データの消去方法が「容易に復元できない手段」に当たるか否かを評価するために十分な情報を得られない場合の取扱いについても、併せて明確化いただくことが望ましい。

項番	該当箇所（注）	意見
3	P.16～18 10-6(5)不正アクセス等の検知等について	概要資料では「現行の内容の再構成であり、新たな規律を設けるものではない」と説明されている一方、改正案では新たに「講じなければならない措置」として追加されている。 そのため、事業者側で追加対応の要否を判断できるよう、本項目が既存義務の明確化・再構成なのか、新たな義務の追加なのかを明確にしていただきたい。 新たな義務を含む場合は、既存システムへの適用時期や経過措置についても示していただくことが望ましい。
4	P.16～18 10-6(5) 不正アクセス等の検知等（ログ等を一定の期間保管するとの例示）	「一定の期間」について、個人データの性質、情報システムの重要性、想定される不正アクセスの発見までの期間等を踏まえ、事業者がリスクベースで保存期間を定めることが可能である旨を明確化いただきたい。また、個人データを取り扱う全ての情報システムについて、一律の保存期間を設定することを求めるものではないことを明確化いただきたい。 金融機関では、勘定系システム、インターネットバンキング、融資関連システム、クラウドサービス等、多数の情報システムで個人データを取り扱い、認証ログ、操作ログ、通信ログ等の種類、情報量および保存コストも大きく異なる。一律の保存期間を求めると、リスク低減効果との均衡を欠く過大な管理負担が生じ得るため、リスクに応じた保存期間の設定が可能であることを確認したい。

（注）ページ数は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）」のもの。

以　上